注１：事業の区分は、中期計画に基づき区分している。
注２：事業の内容
　国立大学法人評価事業等：文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
　機関別認証評価事業：大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
　分野別認証評価事業：専門職大学院等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
　学位授与事業：学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。
　その他の事業：大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと（調査研究事業）、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと（情報提供事業）及び国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動を行うこと（国際連携事業）。
注３：事業費用のうち管理部門に係る備品・消耗品費13,062,134円、旅費交通費9,736,143円、報酬・委託・手数料15,932,665円、人件費等318,256,450円については法人共通欄に記載している。
注４：事業収益のうち管理部門に係る運営費交付金収益330,763,760円、資産見返負債戻入16,666,287円、財産貸付料収入9,486,841円、財務収益等70,504円については法人共通欄に記載している。
注５：総資産のうち現金及び預金629,223,886円、管理部門に係る土地577,428,894円、建物544,236,682円、工具器具備品等66,063,499円については法人共通欄に記載している。
注６：損益外減価償却相当額は、国立大学法人評価事業が10,826,546円、機関別認証評価事業が10,111,451円、分野別認証評価事業が4,333,478円、学位授与事業が35,940,701円、その他事業が55,491,413円、法人共通が26,315,515円である。
注７：引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人評価事業が△16,695,513円、機関別認証評価事業が6,169,459円、分野別認証評価事業が15,919,629円、学位授与事業が2,827,423円、その他事業が△34,522,973円、法人共通が△1,086,350円である。
注８：引当外賞与見積額は、国立大学法人評価事業が△973,592円、機関別認証評価事業が4,122,888円、分野別認証評価事業が△426,721円、学位授与事業が△763,644円、その他事業が△308,182円、法人共通が629,240円である。

主な資産・負債・費用及び収益の明細

①現金及び預金の明細　（単位：円）

区　分	金　額
普通預金	624,773,886
郵便貯金	4,450,000
現金及び預金計	629,223,886

②未払金の明細　（単位：円）

区　分	金　額
報酬・委託・手数料	25,120,410
備品・消耗品費	12,968,250
固定資産取得費	3,813,600
通信運搬費	4,683,891
その他	79,311,012
未払金計	125,897,163

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第313号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成26年１月31日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　至

（平成25年11月13日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲
0176	富士フイルム株式会社 埼玉県さいたま市北区植竹町一丁目324番地	富士フイルム株式会社 光学・電子映像事業部 品質保証部　法規制・環境グループ 埼玉県さいたま市北区植竹町一丁目324番地	長さ	全部失効

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第11号

平成14年２月21日都市基盤整備公団関西支社公告第25号で公告した、公共下水道工事の一部が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成26年１月31日　独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　誠